

浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この告示は、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年浜田市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、請負状況等訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から行うことができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所において、執務時間中にすることができる。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、請負状況等複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

（期限等の特例）

第 6 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告をすべき期限が、浜田市の休日
を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下
「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみな
す。

2 第 4 条第 1 項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下「閱
覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧
開始日とみなす。

附 則

この告示は、令和 5 年 月 日から施行し、令和 5 年度における請負から
適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

請負状況等報告書

年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受 けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

請負状況等訂正届

年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

請負状況等複写申込書

浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲